大学院医学研究科博士課程運営委員会規程

- 第1条 大学院医学研究科博士課程運営委員会(以下「委員会」という。)は、奈良県立 医科大学大学院医学研究科博士課程に関する協議を行う。
- 第2条 委員会は、医学研究科長及び委員6名をもって構成する。
- 第3条 委員(医学研究科長を除く。)は教育研究審議会の審議に基づき学長が任命する。
 - 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 委員に欠員が生じた場合は、すみやかに補充するものとする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 第4条 委員会の委員長は、医学研究科長をもって充てる。
 - 2 委員会の副委員長は委員長が指名する。
- 第5条 委員会は委員長が招集しその議長となる。
 - 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 第6条 委員会は、次の事項について協議する。
 - 一 大学院医学研究科博士課程学生の入学、課程の修了に関すること。
 - 二 学位論文審査及び学位の授与に関すること。
 - 三 授業科目編成に関すること
 - 四 大学院医学研究科博士課程学生の福利厚生に関すること
 - 五 その他大学院医学研究科博士課程の学事に関すること。
- 第7条 委員会は、必要に応じ部会をおくことができる。なお、部会については、学長が 別に定める。
- 第8条 委員会の庶務は、教育支援課において行う。

附則

この規程は、平成11年12月14日から施行する。

```
附則
```

この規程は、平成16年4月1日から施行する。 大学院整備委員会規程(昭和60年9月11日制定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月31日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則(令和2年3月31日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。